

保育料のご案内（保育認定 0～2歳児クラス）

1. 保育料の決定方法
2. 保育料の軽減対象と保育料軽減のしくみ
3. 月途中での入退園
4. 納付方法

1. 保育料の決定方法

保育認定を受けている0～2歳児クラスの児童の保育料は、原則として父母の市町村民税所得割額の合計をもとに決定します。父母の所得の状況により、他の同居者（祖父母など）の市町村民税所得割額も含めて決定することがあります。

保育料の算定は、年2回（前期・後期）に分けて行います。保育料算定の基礎となる市町村民税は以下のとおりです。

保育料	前期（4月から8月分）	後期（9月から翌年3月分）
市町村民税の年度	前年度の市町村民税	今年度の市町村民税

また、以下の児童は保育料がかかりません。

- ・ 3～5歳児クラスの児童
（2歳児クラスで年度途中で3歳となる場合は、翌年度（3歳児クラス）の4月分からが対象）
- ・ 教育認定を受けている児童

<保育料の表>

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料の基準月額（円）		
階層区分	定 義	標準時間	短時間	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0		
B	A階層を除き、市町村民税非課税世帯	0		
C	C 1	A階層を除き、市町村民税所得割の額が 48,600 円未満の世帯 (ひとり親世帯又は在宅障害者のいる世帯)	18,000 (8,500)	17,000 (8,000)
	C 2	A階層を除き、市町村民税所得割の額が 48,600 円以上 57,700 円未満の世帯 (ひとり親世帯又は在宅障害者のいる世帯で市町村民税所得割の額が 48,600 円以上 77,101 円未満の世帯)	27,000 (9,000)	26,000 (8,500)
	C 3	A階層を除き、市町村民税所得割の額が 57,700 円（ひとり親世帯又は在宅障害者のいる世帯は 77,101 円）以上 97,000 円未満の世帯	27,000	26,000
	C 4	A階層を除き、市町村民税所得割の額が 97,000 円以上 169,000 円未満の世帯	32,000	31,000
	C 5	A階層を除き、市町村民税所得割の額が 169,000 円以上 301,000 円未満の世帯	36,000	35,000
	C 5	A階層を除き、市町村民税所得割の額が 301,000 円以上の世帯	37,000	36,000

<留意点>

- (1) 市町村民税所得割額は、税額控除前の市町村民税所得割額から調整控除のみを控除した額です。調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額控除)は適用しません。
- (2) 修正申告や更正により市民税額が変更となった場合
修正申告等が行われた日の翌月から、保育料が変更となる場合があります。
※申告書の写しや住民税更正通知の写しを子育て支援課へご提出ください。
※未申告の場合は、保育料を最高額で決定する場合があります。

2. 保育料の軽減対象と保育料軽減のしくみ

☞ 前ページの階層区分(A~C5)、次ページの保育料軽減のしくみ(図)と合わせてご確認ください。

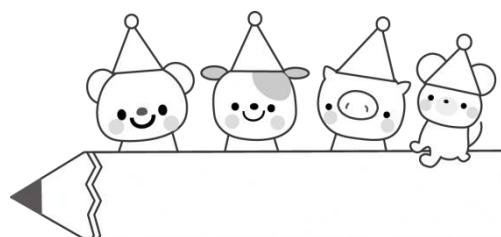
(1) 多子世帯の場合

対象階層区分	しくみ	軽減内容
全区分	①	同一世帯から2人以上の児童が在園している場合、在園している最年長の児童から数えて2人目の保育料は基準月額半額、3人目以降は無料
C2からC3	②	18歳未満の子どもが世帯に3人以上いる場合、18歳未満の最年長の子どもから数えて3人目以降の児童の保育料は無料
BからC2の一部	③	入園している児童が最年長の子どもから数えて2人目以降の児童の場合、保育料は無料 ※1人目が「生計を一にする」子どもであれば、年齢や同居しているかは問いません。

(2) ひとり親世帯または在宅障害児(者)のいる世帯の場合

※申請が必要です。詳細は4ページをご確認ください。

対象階層区分	しくみ	軽減内容
C1	①	C1階層の世帯の1人目の保育料は8,500円(短時間8,000円)、2人目以降は無料
C2の一部	②	市民税所得割額の合計が77,101円未満の世帯の1人目の保育料は9,000円(短時間8,500円)、2人目以降は無料



<ひとり親世帯または在宅障害児（者）のいる世帯の場合の申請について>

・ひとり親世帯の場合 ※要申請

ひとり親世帯（離婚（注）・死別・未婚）である場合に適用されます。

※婚姻届出はしていないが生計を一にする方がいる（いわゆる事実婚である）場合は、ひとり親世帯に該当しません。

必要書類	(新規入園の場合) 教育・保育給付認定申請書 (在園中の場合) 教育・保育給付認定の変更申請書（兼）内容変更届
------	------------------------------------------------------------

注 離婚協議調停中である場合等

離婚協議調停中であるなど、離婚が成立していない場合は、ひとり親世帯には該当しませんが、離婚の相手方は含めずに保育料を決定します。

必要書類	上記申請書に加え、 離婚協議調停中であることがわかる書類（調定期日呼出状や弁護士の証明書等）
------	---------------------------------------------------

・在宅障害（児）者がある世帯の場合 ※要申請

生計を一にする方のうち、障害のある方がいる場合に、適用されます。

障害のある方：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、特別児童扶養手当を受給している方、障害基礎年金を受給している方

必要書類	(1) (新規入園の場合) 教育・保育給付認定申請書 (在園中の場合) 教育・保育給付認定の変更申請書（兼）内容変更届
	(2) 療育手帳の写し ※身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、特別児童扶養手当を受給している方、障害基礎年金を受給している方は手帳や証書の写しは不要ですが、市で状況が確認できない場合に提出を求めることがあります。

3. 月途中での入退園

月途中で入退園した場合の保育料は、在籍日数に応じた金額となります。なお、10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てします。

(1) 月途中入所 基準月額×入所日からの開所日数（25日を超える場合は25日）÷25日

(2) 月途中退所 基準月額×退所日までの開所日数（25日を超える場合は25日）÷25日

4. 納付方法

(認定こども園) 各施設に納付してください。 ※詳細は各施設により異なります。

(保育園) 口座振替または納付書による現金納付
納期限：毎月25日（休日の場合は翌営業日）



お問い合わせ 七尾市子育て支援課 保育支援グループ 電話 (0767)53-8419

(1)多子世帯

しくみ①

市民税所得割合計額にかかわらず
同時に在園している子がいる世帯



しくみ② (しくみ①に加えて)

市民税所得割合計額が
57,700円以上169,000円未満
の世帯(※階層C2の一部からC3に限る)



※第1子は、18歳未満の同居している子ども
※第1子も同時入園している場合、第2子は半額

しくみ③

市民税所得割合計額が57,700円未満
の世帯(※階層BからC2の一部に限る)



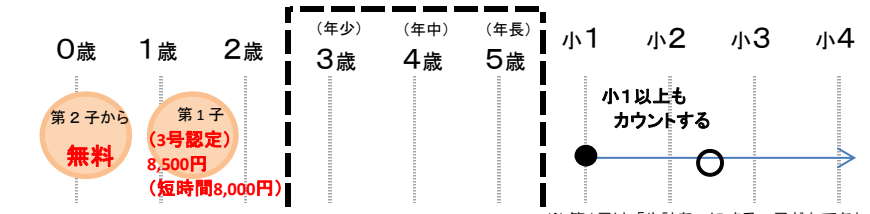
※第1子は「生計を一にする」子どもであれば年齢や同居は問わない

無償化

(2)ひとり親世帯または在宅障害児(者)のいる世帯

しくみ①

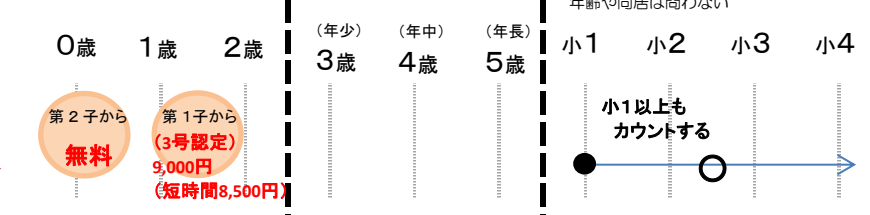
市民税所得割合計額が
48,600円未満の世帯
(※階層C1に限る)



※第1子は「生計を一にする」子どもであれば、
年齢や同居は問わない

しくみ②

市民税所得割合計額が
48,600円以上77,101円未満の世帯
(※階層C2の一部に限る)



※第1子は「生計を一にする」子どもであれば、
年齢や同居は問わない

しくみ①

市民税所得割合計額にかかわらず
同時に在園している子がいる世帯



しくみ② (しくみ①に加えて)

市民税所得割合計額が
77,101円以上169,000円未満
の世帯(※階層C2の一部からC3に限る)



※第1子も同時入園している場合、第2子は半額

※第1子は、18歳未満の同居している子ども